

○議事日程 (平成二十七年三月十八日第三日)

日程第一	議案第一号	會議録署名議員の指名	日程第十四	議案第十五号	業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第二	議案第二号	諸般の報告	日程第十五	議案第十六号	養老町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第三	議案第三号	養老町議会委員会条例の一部を改正する条例について	日程第十六	議案第二号	養老町債権管理条例の制定について
日程第四	議案第四号	養老町行政手続条例の一部を改正する条例について	日程第十七	議案第三号	養老町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の制定について
日程第五	議案第五号	養老町町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について	日程第十八	議案第四号	養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定について
日程第六	議案第六号	養老町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について	日程第十九	議案第五号	養老町国営土地改良施設等の維持管理に関する条例の制定について
日程第七	議案第七号	養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	日程第二十	議案第十七号	平成二十六年養老町一般会計補正予算(第六号)
日程第八	議案第八号	養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	日程第二十一	議案第十八号	平成二十六年養老町国民健康保険特別会計補正予算(第三号)
日程第九	議案第九号	養老町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について	日程第二十二	議案第十九号	平成二十六年養老町住宅新築費
日程第十	議案第十号	養老町体育施設条例の一部を改正する条例について			
日程第十一	議案第十一号	養老町立食肉事業センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について			
日程第十二	議案第十二号	養老町介護保険条例の一部を改正する条例について			
日程第十三	議案第十三号	養老町指定地域密着型サービスの事			

日程第二十三	議案第二十号	金等貸付特別会計補正予算(第一号)
日程第二十四	議案第二十一号	平成二十六年養老町上水道事業会計補正予算(第三号)
日程第二十五	議案第二十二号	平成二十六年養老町介護保険事業特別会計補正予算(第三号)
日程第二十六	議案第二十三号	平成二十七年養老町簡易水道特別会計の繰入れについて
日程第二十七	議案第二十四号	平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
日程第二十八	議案第二十五号	平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて
日程第二十九	議案第二十六号	平成二十七年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて
日程第三十	議案第二十七号	平成二十七年養老町一般会計予算
日程第三十一	議案第二十八号	平成二十七年養老町国民健康保険特別会計予算
日程第三十二	議案第二十九号	平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計予算
日程第三十三	議案第三十号	平成二十七年養老町住宅新築

日程第三十四	議案第三十一号	資金等貸付特別会計予算
日程第三十五	議案第三十二号	平成二十七年養老町上水道事業会計予算
日程第三十六	議案第三十三号	平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計予算
日程第三十七	議案第三十四号	平成二十七年養老町農業集落排水事業特別会計予算
日程第三十八	議案第三十五号	平成二十七年養老町介護保険事業特別会計予算
日程第三十九	議案第三十六号	平成二十七年養老町後期高齢者医療特別会計予算
日程第四十	同意第二号	副町長の選任同意について
日程第四十一	同意第三号	教育委員会委員の任命同意について
日程第四十二	請願第一号	米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める請願書
(追加日程)		
日程第一	発議第二号	米の需給・価格安定対策及び需要拡大に関する意見書について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長	松 永 民 夫
出席議員	二 番 長 澤 龍 夫
	三 番 大 橋 三 男

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝	四番	三田正敏
副町長	西脇正博	五番	吉田太郎
教育長兼 教育委員会事務局長	並河清次	六番	早崎百合子
総務部長	問山孝通	七番	野村永一
総務部参事兼 総務課長	田中信行	八番	田中敏弘
総務部参事兼 総務課長	田中	九番	松永民夫
企画政策課長	田中隆	十番	皆川雅子
総務部税務課長	渡邊章博	十一番	中村辰夫
住民福祉部長	日比重喜	十二番	水谷久美子
		十三番	
		〇欠席議員	
		〇欠員	
		二名	

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

住民福祉部長	佐藤嘉但	住民福祉課長	野村博治	健康福祉課長	佐藤昌子	住民福祉部	佐藤昌子	生活環境課長	柏渕裕昭	産業建設部長	川地豊己	産業建設部長	山中秀樹	産業建設課長	伊藤博文	水道課主幹	桐山一則	会計管理者兼 会計課長	加藤敏博	教育委員会 教育総務課長	松岡弘泰	教育委員会 生涯学習課長	久保寺利明	教育委員会 スポーツ振興課長	伊藤公一	消防長	堀田明男
議会议務局長	西脇和信	議会议務局書記	稲川諭実彦																								

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(松永民夫君) おはようございます。

平成二十七年第一回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用の中、御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員の出席であります。

なお、執行におかれましては、高木水道課長にかわり、桐山水道課主幹に出席をしていただいております。

ただいまから平成二十七年第一回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(松永民夫君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定により、七番 野村永一君、八番 田中敏弘君を指名いたします。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第二、議会運営委員会の報告をお願いします。

ここで、三月十七日、議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について審査されました。

議会運営委員長 報告を求めます。

議会運営委員長 田中敏弘君。

○議会運営委員長(田中敏弘君) 議長の命を受けましたので、運

営委員会の報告をさせていただきます。

昨日、三月十七日火曜日午前八時四十分より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、第一回養老町議会定例会最終日における追加付議事件の審査の日程等についてであります。

日程につきましては、会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、その後、議会初日に上程された議案の審議が終了後に、追加された日程第四十、副町長の選任同意について及び日程第四十一、教育委員会委員の任命同意についての二議案を議案として上程し、審議することに決定しました。

次に、審議方法につきましては、日程第四十、副町長の選任同意について及び日程第四十一、教育委員会委員の任命同意についての二議案は、同意の人事案件につき、議題として上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略し、採決を行うことと決定しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(松永民夫君) 議会運営委員長 報告が終わりました。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に各常任委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど各委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第四、発議第一号及び日程第五、議案第六号から日程第十五、議案第十六号までの十二議案については、議会初日に趣旨説明及び提案理由の説明が済んでおりますので、上程後、直ちに質疑に入ります。

○議長（松永民夫君） それでは、日程第四、発議第一号 養老町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第五、議案第六号 養老町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第六、議案第七号 養老町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。
質疑はありませんか。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

討論はありませんか。

す。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第七、議案第八号 養老町特別

職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第八、議案第九号 養老町非常

勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第九、議案第十号 養老町留守

家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 今回の改正の条例ですが、これまで一

律の保育料ではなく、所得制限による階層をつけた金額をお願いし、それに対しては検討をするというような答弁もいただいているわけですが、今回こういう形で金額のほうを設定として出されるわけですが、この根拠について、また一律保育料の見直しをしたのかどうかという点。

また、ひとり親家庭の当町のこれまでの留守家庭児童教室への

実績についてお聞きしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 松岡教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（松岡弘泰君） 所得制限、所得による見直しにつきましては、今回は条例の改正の中には盛り込まれておりません。

今回の条例の改正につきましては、まず所得の制限のところの検討につきましては、今検討している段階でございますが、まず利用者の状況におきまして、非常に夏休みの利用が多いという状況で、七月、八月の夏季休業期間中の利用者の方がふえるという現実がございますので、まずそこに対する対応を優先して考えたということとで条例の改正を上げさせていただきました。

あと、ひとり親の方に対する対応につきましては、ただいまのところ詳細についてはちょっと把握しておりませんので、申しわけございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 今回上程されるに当たって、近隣市町の状況も調べられたと思いますが、もしここで手元に資料があれば、その調査結果もお知らせしていただきたいというふうに思います。

○議長（松永民夫君） 並河教育長、答弁。

○教育長兼教育委員会事務局長（並河清次君） 水谷議員の質問に答えさせていただきます。

留守家庭児童教室の保育料の応能負担について検討するというふうにお話ししましたが、幼稚園の保育料についても同じですが、今お話しされましたように、近隣市町の状況を鑑みて、まだ検討していこうと。応能負担にしているところが非常に少ないという

ことを含めて、そういう結論で、今後も検討していくというふうと考えております。

利用料につきましては、養老町は県内、資料が二十五年七月三十一日付の資料ですけれども、県内の中で見ても真ん中あたりというふうに捉えています、西濃管内でも、高いところも何カ所か、月に一万五千円というところとか、一万円、一万一千円というところもあります、安いところは四千五百円とか五千円とかいう市町もあって、養老は西濃の中で真ん中あたりで、しばらくはこの状況を見ていこうというふうに考えています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 近隣市町においては、保育時間の延長にかなりのペナルティー金額を課しているというところもあるわけですが、当町においてはその点どういうふうに新年度お考えでしょうか。

○議長（松永民夫君） 並河教育長、自席で答弁。

○教育長兼教育委員会事務局長（並河清次君） 今年度においては、これまで同様と考えております。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） ちよっと三点について伺いたいと思います。今回、対象学年を三年生から四年生に拡大するというところもありますが、近隣市町においては六年生まで拡大しておるところもあろうかと思いますが、その辺の今後の考え方が一点。

それから、今回、区分を二つから四つに分けられて、七月分は千円値上がりする格好ということで、それに今年度やってきた児

童数に当てはめると何名で、増額は何人になるかと。それについて、子育て支援の観点から、私は大した金額ではないと思いますので、現状維持でもいいのではないかなあと、こういうことで要望したいんですが、その三点について回答を求めます。

○議長（松永民夫君） 松岡教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（松岡弘泰君） まず一点目の、将来的に六年生までという観点でございますが、議員御指摘のとおり、子ども・子育ての関係で、放課後健全育成事業の中では小学校六年生までを児童として捉えるということで、そういう御指摘も当然だと受けとめております。

ただ現状といたしまして、指導員さんの確保、あと留守家庭児童教室を小学校で開設するのか、幼稚園で開設するのかという現状がございます。今、近隣も四年生までという状況が出てきておりますので、今回につきまして四年生までの対応ということとさせていたきたいと。将来的に六年生までに、当然子ども・子育て支援の状況もございまずので、また今後については何とか地域の力とかも生かしながら検討していきたいと思っております。

二点目ですが、料金がふえたことよって収入の増が幾らに見込まれるかというような御質問だったと思いますが、実績といたしまして、平成二十六年年度の留守家庭児童教室利用につきましては、現年度の調定でございますが、二千三百五万五千円で、料金収入が三月の時点で二千三百五万五千円が収入の調定として上がっております。

平成二十七年度の予算ベースでございますが、小学校四年生まで利用される方の増加によりまして七百万円近い増額の、一応料金収入としては三千万円を見込んでおります。

増といたしましては、今までが幼稚園から小学校三年生までの

四学年でございましたが、四年生の増の方が三十人から四十人ふえるであろうというふうに見込んでおります。

あと、新料金設定となる夏季期間につきましては、平成二十六年年度につきまして五百八十四万一千円でしたが、来年度は小学校四年生の方の増も見込みまして七百万円ということで、百十六万円ほどの増を見込んでおります。

あと、子育て支援の観点から千円の増額ということでございますが、これまで七月、八月の設定ということで、八月は設定がございましたが、七月につきましては通常月の七千円という設定でいっておりました。現実としまして、七月は二十一日から夏季休業日に入ることと、七月二十一日からは実際保育時間が延びることと、放課後、三時半から六時半までの三時間とか、二時半から六時半の四時間とかいう時間が、七月二十一日以降は十日間のうちで保育時間が延びるといふ現実がございましたので、七月につきましては、ほかの月の御負担よりは割安で行っていたという現実がございまずので、その分、何とか千円の増額をお願いしたいというのが今回の条例改正の趣旨でございます。

また、夏季休業日ということで設定させていただきますと、夏季休業日だけの利用というのが非常に親さんの御希望が多いという現状がございまして、七月二十一日から八月三十一日までの期間ですと、これまでですと通常月七千円と八月の一万円ということと、一万七千円という御負担をいただいていたが、今回の改正によりまして、その夏季休業日だけ御利用したいという方は一万四千元という負担になりました。実際は三千元の負担減となるということと、子育て支援ということとお願いできるのではないかなというところで設定させていただきました。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） ただいま四学年までふえるということで、指導員もふやさなきゃいけないと、このように思います。

それで、指導員資格についての考え方と、それから現在の有資格者数、それから今後の考え方についてお伺いしたいと思えます。

○議長（松永民夫君） 並河教育長、答弁。

○教育長兼教育委員会事務局長（並河清次君） 皆川議員の御質問にお答えいたします。

三年生までを四年生までにすることによって、今お話しされましたように、指導員の数をふやさなければならぬということ、約三十名ぐらいふえるのではないかとというふうに考えておられます。指導員も五名前後ふやすということで、今準備をしています。が、全てが予定どおり決まっているというわけではなくて、指導員不足があります。

資格につきましては、現在の資格者数の割合を正確につかんでいるわけではありませんが、過去、調べたのによりますと、養老町内で指導員としての資格を持っている人は約三割というふうに捉えております。七割が資格を有していないということで、他市町においては七割近くの方が資格を持っているということで逆転しています。

今回の賃金の改正の中で、指導員の方は資格あるなしにかかわらず八百六十円だったんですけれど、今回、資格のある方は八百八十円まで値上げをすることによって、多少なりとも資格のある人が応募されるように考えました。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） ただいまお答えいただきましたが、三〇%、七〇%の逆転ですね、これから留守家庭児童保育の充実を目指すのであれば、やはり有資格者の方の掌握と、それからその人たちにどういうふうな考え方でも臨んでいただけるのか。

以前、伺ったことがあるんですが、資格を持っている人にお声かけをしても、なかなか中に入っていただけないというお声も聞いた覚えがございます。そういった面で、これは養老町の人材の大事などところであると思いますし、また人材を育てるためにも、こういった有資格者が担当していくということも重要ではないかなあとと思いますが、今後の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 並河教育長、自席で答弁。

○教育長兼教育委員会事務局長（並河清次君） やはり資格のある人が指導していただくのが望ましいというふうに思っています。国のほうもそういったことを進めているわけで、指導者の賃金を上げるだけでなく、研修を多くしていくということも考えています。

昨年度、私もその研修会に参加してお話をしましたし、今年度はその研修を留守家庭を担当している者が、多く開催することによって、これまでよりも研修会に参加する指導員の率が高まったというふうに聞いております。

国も、資格のある人をふやさうということで、三年以上経験している人が、丸二日ですけれども、研修を受けると資格が取れるという制度を進めておりまして、二十七年度実施されるように今

準備が進められておって、養老町内でも希望をとったところ、その研修会に二十名ほど参加したいという希望が今出ておりまして、今後一層、指導員の資質の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十、議案第十一号 養老町体

育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十一、議案第十二号 養老町

立食肉事業センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十二、議案第十三号 養老町

介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十三、議案第十四号 養老町

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十四、議案第十五号 養老町

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十五、議案第十六号 養老町

下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十六、議案第二号 養老町債

権管理条例の制定についてから日程第三十九、議案第三十六号

平成二十七年養老町後期高齢者医療特別会計予算までの二十四

議案を一括議題といたします。

この二十四議案は、各常任委員会の所管事項ごとに、その委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 三田正敏君。

○総務民生委員長（三田正敏君） それでは、去る三月五日及び六

日、各委員及び執行部の出席のもと、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定三件、平成二十六年養老町一般会計及び特別会計補正予算四件、平成二十七年養老町一般会計及び特別会計予算六件、合計十三件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、町長の施政方針に關しましては、一つ、まち・ひと・しごと創生法に基づく当町の総合戦略ビジョンの考え方はの問いに對しまして、補正予算を使って、養老町らしい独自性のあるものをつくり上げていきたいとの回答でありました。

二つ目、機構改革の内容はの問いに對しまして、子ども・子育て法の施行に伴い、子育て支援の充実を図るための子ども課や、企業誘致に力を入れるための企業誘致・商工観光課の新設、また課以外としては債権回収を目的とした徴収推進室の新設であるとの回答でありました。

次に、議案第二号 養老町債権管理条例の制定についてに關しまして、債権を放棄したとき、議会への報告時期はの問いに對し、直近の議会において報告をするとの回答でありました。

次に、議案第三号 養老町特定教育・保育施設等の利用者負担に關する条例の制定についてに關しましては、一つ、利用者負担額は世帯の所得やその他の事情を勘案して町が決めると規定されているが、その他の事情の具体例はの問いに對して、例えば母子家庭や父子家庭であったり、修正申告による所得の変更があった場合のことであるとの回答でありました。

次に、議案第四号 養老町地域包括支援センターの職員に係る

基準等を定める条例の制定について関しましては、一、第二条中のその他に、これに準ずる者一人という規定の中身はの問いに對しまして、保健師と社会福祉士、主任介護支援専門員は一人ずつ配置する必要があるが、地域の事情を鑑み、保健師が一人もいない場合には地域ケア・地域保健等に関する経験のある准看護師以外の看護師が、また社会福祉士が一人もいない場合には社会福祉主事が、主任介護支援専門員が一人もいない場合にはケアマネジメン トリーダー研修を修了し、介護支援専門員への支援等に関する知識と能力のある者が一人いればよいということであるとの回答でありました。

次に、議案第十七号 平成二十六年度養老町一般会計補正予算（第六号）における、まず歳出に關しまして、一、地方人口ビジョン・地方版総合戦略策定事業の内容はの問いに對しまして、国から二十七年途中で策定するよう指示があったもので、住民代表、産業界、行政機関、大学、金融機関、労働団体、議会が構成員となった組織で審議していく。なお、二十六年、二十七年で第五次総合計画の基本計画の見直しを進めているため、あわせて策定していきたいとの回答でありました。

二つ目、地方人口ビジョン・地方版総合戦略策定の方向性はの問いに對しまして、企業誘致等、人口増加に結びつくような施策や、地域活性化につながる拠点施設等の整備も含めた基本計画等をつくっていききたいとの回答でありました。

三つ目、本祭で薪能を実施する考えはの問いに對しまして、アンケート結果では、ぜひまた見たいという意見が多数あったため、本祭では芝生広場での開催を検討しているとの回答でありました。

四つ目、薪能として三百六十万円減額となった理由はの問いに對して、当初予算ベースではイベント会社を通じて見積もりを徴

取したが、直接演じてもらえる方と交渉をして契約を結んだ結果、安価な金額となったためであるとの回答でありました。

五つ目、一人の職員が幾つも重要施策を兼務しないような人員配置の考えはの問いに對して、その職員にはそれだけの能力があると考えているためであるが、今後は再任用職員の活用も考慮して検討していきたいとの回答でありました。

六つ目、婚活サポーター制度システム構築事業の内容はの問いに對して、ホームページ上に婚活支援制度を周知するサイトやサポーター専用のサイトを開設したり、制度周知のため、カードやチラシを作成するものであるとの回答でありました。

婚活に対する補助金の考えはの問いに對して、婚活を行う団体としては上限五万円を補助していくが、婚活サポーターはボランティアでお願いしているとの回答でありました。

八つ目、財政調整基金積立金の金利の状況はの問いに對しまして、大垣共立銀行に二口、JA西美濃に四口、大垣信用金庫に二口として分けており、そのうちJA西美濃の二口が〇・二五％と二口が〇・〇七五％、残り四口が〇・〇二五％であるとの回答でありました。

九つ目、上多度地区以外の地区で地域自治町民会議を設立する動向はの問いに對しまして、笠郷地区では平成二十八年四月、設立を目指しているとの回答でありました。

十個目、病児病後児保育事業の委託先と利用料はの問いに對しまして、委託先については、大垣市と海津市、羽島市であり、利用料については、八時から十七時までで一回につき二千円、十七時から十九時まで延長する場合は千円が加算されるとの回答でありました。

十一、町内の病院内で病児病後児保育を実施する検討はの問いに對して、

に対して、認定こども園については、園内での実施を医師会の協力を得ながら検討している。なお、西美濃厚生病院に受け入れを打診したが、そのときは現状では難しいという回答であったとの回答でした。

十二番目、留守家庭児童教室事業として五百五万円減額となった理由はの問いに対して、当初予算では上多度幼稚園と日吉幼稚園に開設する予定であったが、利用者が少なく、小学校に受け入れてもらったためとの回答でありました。

十三、町民プール内に授乳室を設ける位置はの問いに対して、町民プール二階の展望ロビー入り口にある広いスペースの中であるとの回答でありました。

次に、歳入にしましては、一、高度処理型合併浄化槽補助金について、二十七年以降、見直しはの問いに対して、町の二十七年から三十年までの循環型社会形成推進地域計画では、年当たり百五十基を見積もっている。ただし、国の補助金は不透明であり、町としては水道計画とあわせて生活排水計画の見直し等を行い、年度ごとに計画に基づいて実施していきたいとの回答でありました。

二つ目、大垣市常備消防受託事務収入金が減額となった理由はの問いにしまして、高機能消防指令センターや自家発電設備の入札において、入札差金が生じたためとの回答でありました。

三つ目、消防司令棟の建設事業債として一千八百五十万円が減額となった理由はの問いにしまして、入札金額が安くなったことと、当初予算では指令棟附属工事、外構工事も起債の対象にしていたが、県との協議で起債対象外とされたためとの回答でありました。

次に、議案第十八号 平成二十六年養老町国民健康保険特別

会計補正予算（第三号）にしましては、一つ、医療費が上昇している要因はの問いにしまして、高齢化によるものと考えている。なお、医療費は毎年5%ずつ増加傾向にあるとの回答でありました。

二つ目、受診実績の問いにしまして、毎月のレセプト件数としては約一万件ほどである。なお、二百万円から三百万円の高額レセプトが増加しているとの回答でありました。

三、特定健康診査の受診率はの問いにしまして、実績では3%であったが、当初予算では35%と見積もっていたとの回答であります。

次に、議案第十九号 平成二十六年養老町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第一号）にしましては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第二十一号 平成二十六年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）にしましては、一、介護基盤緊急整備特別対策事業費が不用となった理由はの問いにしまして、認知症対応型通所介護施設と小規模多機能型居宅介護事業所を昨年四月に公募したところ、認知症対応型通所介護施設については一件の応募があったが、審査の結果、不採用となり、小規模多機能型居宅介護施設については応募がなかったためとの回答でありました。

二つ目、認知症対応型通所介護施設の応募事業者が不採用となった経緯はの問いにしまして、介護保険運営協議会の地域密着型サービス運営部会にて財務諸表等の書類審査をした結果、不適格と判断したとの回答でありました。

三つ目、小規模多機能型居宅介護施設の今後の予定はの問いにしまして、二十七年から二十九年度までの第六期介護保険事

業計画には小規模多機能型居宅介護施設の整備は含んでいない。なお、グループホームと地域密着型介護老人福祉施設の整備を予定しているとの回答でありました。

四つ目、介護給付費の動向はの問いに對しまして、介護給付費は年々増加傾向にあり、要介護認定三から五までの重度認定者がふえる傾向にあるとの回答でありました。

五つ目、居宅介護サービス給付費の動向はの問いに對して、居宅介護サービス給付費は年々増加傾向にあるが、国は施策整備を抑え、在宅での介護を進めようとしているため、在宅でも重度化する傾向があるとの回答でありました。

次に、議案第二十六号 平成二十七年年度養老町一般会計予算における総務民生委員会関連では、まず歳出に關しましては、総務費關係としましては、一、海津市と人事交流の内容はの問いに對しまして、平成二十七年より派遣期間を原則二年として、海津市からは係長級の職員を養老町へ派遣してもらい、養老町からは若手職員を海津市へ派遣するもの。なお、当町では係長級職員が少ないため、海津市との人事交流を通じてこのクラスの充実を図っていくとの回答でありました。

二つ目、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業の五つの事業名称と予算金額はの問いに對しまして、一、新生養老まちづくり構想進行管理事業について予算額七十六万四千円、二、養老改元一三〇〇年祭イベント事業について予算額二千三百三十八万七千円、三、町民企画事業支援事業について予算額百一十一万円、四、ひょうたん活用活性化事業について予算額百八万四千円、五、養老の宝物四十六選認定事業について予算額百二十九万一千円との回答でありました。

三、養老の宝物四十六選認定事業の内容はの問いに對しまして、

平成二十七年と二十八年で、後世に守り伝えていきたい養老の宝物について一般から応募して設定するもの。なお、選定に当たっては、委員会を設置し、協議の上、認定する。認定したものは、冊子で紹介したり、フェスタで展示したり、いろんな刊行物に活用して養老をPRしていくとの回答でありました。

四、例えば高田祭りが養老の宝物四十六選に選ばれた場合、補助金を交付したり、町が運営にかかわる考えはの問いに對しまして、現在はどちらも考えていない。ただし、長く続けていかなければならないとか、もっと大々的にやったらどうかという形になれば検討したいとの回答でありました。

五、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業に對する県の補助と予算査定での状況はの問いに對しまして、県の補助については、対象となる補助事業がなかったため、全て町費で賄う。予算査定での状況については、高額な事業では財政的に厳しいと考え、前年並みの事業費にしたとの回答でありました。

六、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業から三セク会社への委託金等の有無はの問いに對しまして、三セク会社への委託金や補助金は一切ないとの回答でありました。

七、社会保障・税番号制度システム整備事業の内容はの問いに對しまして、マイナンバー制度の関連法が平成二十八年一月からスタートすることに伴い、平成二十七年十月に町民全員にマイナンバーの記載された通知カードを郵送するため、現在システムの改修作業を進めているものと回答されました。

八、ケーブルテレビ行政情報番組作成のためのCCネットとの打ち合わせ方法はの問いに對しまして、町からも提案はするが、主にCCネットからの提案により、毎週番組内容の打ち合わせを行っている。また、番組の審査会を年二回開催しているとの回答

でありました。

九、区の統廃合の進捗状況はの問いに對しまして、先般、多芸西部地区と室原地区で区の統廃合が実施されたところである。なお、地域自治町民会議に移行すれば、区の統廃合をどうしても進める必要があるわけではないとの回答でありました。

なお、区の統廃合は、各地縁団体も考慮して進めてほしいという要望がありました。

十、区長手当の見直しはの問いに對しまして、西濃管内の区長手当を調査し比較したが、妥当な金額の判断が難しいため、今年度は金額の変更を行っていないとの回答でありました。

十一、協働のまちづくり推進事業費として二百七十四万六千円の内訳はの問いに對しまして、上多度地区に関して、地域自治町民会議への設立交付金として二十万円、地域まちづくり計画策定事業費として八十一万円、計画書の印刷等として十九万一千円、事務局職員の人件費として最大で六十二万九千七百六十円、運営費として最大十万円との回答でありました。

十二、協働のまちづくり推進事業費の算出根拠はの問いに對して、設立交付金は定額であり、地域まちづくり計画策定事業費は均等割と人口割であるとの回答でありました。

十三、多芸地区東部と西部の自治町民会議の考え方はの問いに對して、地区で考えてもらいたいとの回答でありました。

十四、地域づくり推進事業の内容はの問いに對して、養老の日推進大会の開催及びその日に合わせて古代歴史シンポジウムを開催するものとの回答でありました。

十五、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業での若い感性の活用方法はの問いに對しまして、今後は町主体ではなく、実行委員会や参画している方が主体的にイベントを開催していけるような

方向にしていきたいとの回答でありました。

なお、若い人が何十年後でも記憶に残り、当時を思い返してまちづくりを継承していけるような若い人の発想を取り入れた事業にしてほしいという要望がありました。

十六、フロアマネジャーの内容はの問いに對しまして、総合窓口受付案内を民間に委託するもので、予算内訳はフロアマネジャーの派遣委託として二百八十九万八千円、その他デスクの設置費用である。勤務時間は基本的に八時半から十七時十五分までであるとの回答でありました。

十七、フロアマネジャーを役場元職員に頼む考えはの問いに對しまして、役場OBは職員と同じ感性だと思うので、民間サービスを一度経験してみたいと考えているとの回答でありました。

十八、国勢調査の期間と調査時間はの問いに對して、期間については九月の初めに調査員の説明会を開催し、十月末までに回収する。調査時間については、調査員の九割が職員の予定であるため、勤務時間外もしくは土曜日・日曜日になるとの回答でありました。

次に、民生費関係といたしましては、一、西濃清風園への入所人数と現状はの問いに對しまして、入所人数については、当町からは二名である。現状については、かなり古い施設で入所者も年々減っているが、西濃の各市町村が構成団体として毎月負担金を出し維持・管理をしているとの回答でありました。

二、町シルバー人材センターの現状と課題はの問いに對しまして、現状については、二十五年度末の会員数が二百七名であり、ほとんどが男性である。課題については、契約件数が年々減っていることで、企業へのPRのため訪問しているとも聞いているとの回答でありました。

三番、隣保館費の各種団体活動助成金に関する申請書類の指導方法はの問いに對しまして、申請方法については、要綱に基づき各団体に周知しており、書類の書き方については、福祉センターで指導しているとの回答でありました。

隣保館費に対する国・県からの補助内容はの問いに對して、隣保館の運営に對する補助としては、隣保館運営費補助金七百二十万三千元、隣保館デイサービス事業八十九万三千元、地域交流促進事業補助金三十四万四千元であるが、基準額を超えた分は一般会計から持ち出している。また、特別交付税の要望という形で申請しているが金額的には把握できないとの回答でありました。

五番、養北の認定こども園に関する事業者を募集した結果はの問いに對しまして、池辺保育園を運営する社会福祉法人池辺育心会から応募があったため、ことし二月に書類審査を行い、三月三日の子ども・子育て会議の選考委員会にて選考審査を実施した結果、当事業所に決定したとの回答でありました。

六番目、保護者や地域への周知方法はの問いに對して、平成二十九年四月の開園に向けて地元の方と話し合いをし、説明をしていききたいとの回答でありました。

七、保育料や保育士・幼稚園教諭の採用の方向性はの問いに對しまして、公立の幼稚園・保育園の統廃合も見据えながら、町からの人員派遣等も含め、今後検討していききたいとの回答でありました。

八、選考委員会において、公立にはない特色ある保育に関する議論はの問いに對して、具体的な話は出なかった。なお、町からは園長会への代表者の出席や研修会への参加、幼小連携の維持をお願いしたとの回答でありました。

次に、衛生費関係といたしまして、一、子宮頸がん予防接種に

よる副作用の報告はの問いに對しまして、報告は受けていないとの回答でした。

二、ごみ収集について、委託から指定管理による直営に変える考えはとの問いに對して、現在、直営への変更は考えていないとの回答でありました。

三、ごみ収集量の動向はの問いに對しまして、ここ数年で大きな増減はなく、平成二十五年十一月から平成二十六年十月までの搬入量では四千九百五十三・五トンであったとの回答でありました。

次に、土木費関係といたしまして、特に質疑・討論はありませんでした。

消防費関係といたしまして、消防団のはしご登りの内容はの問いに對しまして、消防団員から養老改元一三〇〇年祭に向けて何かやりたいという声が出てきたことであるが、消防団の広報活動や団員のつながりを強めるため、今年度より継続して実施していくもので、現在、安全管理規程や計画を作成しているとの回答でありました。

二、はしご登りに必要な団員の数はの問いに對しまして、はしご一本につき、登る団員一名、支える団員十名が必要であり、三本のはしごを立ち上げたいと考えているため、合計で三十三名を予定しているとの回答でありました。

三、普通救命講習受講者一万二千人という目標の達成状況はの問いに對しまして、広報誌等で案内し普通救命講習会を開催しているが、一回につき三十人ほどの受講者であるため、目標にはほど遠いとの回答でした。

四、清華苑のAEDの設置の状況はの問いに對しまして、設置していないとの回答でありました。

次に、教育費関係といたしまして、一、小・中学校の耐震化の進捗状況はの問いに對しまして、平成二十六年、高田中学校の管理棟を最後に全小・中学校で完了したとの回答でありました。

二、ふれあいセンタートイレ改修工事の予定はの問いに對しまして、地元からの要望もあるため、早期に実施したいとの回答でありました。なお、できればバリアフリートイレにしてほしいという要望がありました。

三、子供の体験活動推進事業の内容はの問いに對しまして、現在、上多度と日吉で実施されている子ども茶道教室に對する講師謝礼などであるが、一回当たり十人、延べ百人を予定しているとの回答でありました。なお、養老改元一三〇〇年祭に起因して、親孝行とは何かを問う教室の開催を検討してほしいという要望がありました。

四、象鼻山古墳群調査整備事業の内容はの問いに對しまして、調査は全て終了しており、その後の景観整備を実施していくものと回答されました。

五、多芸七坊測量調査事業の内容はの問いに對して、二十六年で竜泉寺廃寺跡測量調査が終了するため、その調査書を作成するものとの回答でありました。

六、文化財アーカイブ事業の内容はの問いに對しまして、町ホームページの維持管理や、スマートフォンで文化財を案内するシステム等を維持管理するものとの回答でありました。

七、国際学習会館の使用料が免除になる団体の範囲はの問いに對しまして、養老町国際学習会館設置及び管理に関する条例施行規則第十一条に規定されているとの回答でありました。

なお、受付窓口で使用料の減免に関する規定を掲示したり、該当する場合には、減免申請書を案内するような表示も検討してほ

しいという要望がありました。

八、象鼻山古墳発掘品等展示による活用の考えはの問いに對しまして、現在、象鼻山古墳発掘品等の多くが町民会館と中央公民館の間の資料室に整理して保管してあり、今年度のプレイベントでは一部展示を行ったところであるとの回答でありました。

九、現学芸員は一三〇〇年祭と兼務しているため、学芸員をもう一人ふやす考えはの問いに對して、生涯学習課にはもう一人学芸員の資格を持った職員がいるため、徐々に引き継ぎをしている。もう一人採用することも検討したいとの回答でありました。

十、町民プールのアスリート育成コースの内容はの問いに對して、今年度より二〇二〇年東京オリンピック出場を目指したスイングアスリート育成コースをスポーツプラザ養老に新設するもので、現在、管理運営を委託している業者に週二日の教室運営指導をお願いするものとの回答でありました。

町内の小・中学校から水泳選手に関する情報はの問いに對して、表彰状況を見る限り、水泳に関してはないと思われるとの回答でありました。

十二番、総合型地域スポーツクラブ育成推進事業の内容はの問いに對しまして、昨年策定した町スポーツ推進計画に基づき、小学校区単位程度ごとに地域スポーツクラブを創設する。今年度、二地区をモデル地区としてスポーツ連盟と連携し、スポーツリーダーを育成し、幼稚園児及び小学校一年生から三年生まで程度を対象にしたバルシューレ教室を行うものとの回答でありました。

次に、災害復旧費、公債費、予備費関係としては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、歳入に對しましては、町税の収納率の見込みはの問いに對しまして、個人町民税が九六・二%、固定資産税が九五・二%、

軽自動車税が九六%との回答でありました。

二つ目、ごみ袋の販売実績の内容はの問いに對しまして、可燃(大)が四十四万四千枚、可燃(小)が二十五万三千枚、不燃(大)が三万四千枚、不燃(小)が一万八千枚、ビニプラが二十五万三千枚、ごみシールが一万三千枚、粗大シールが一万四千枚との回答でありました。

三番、広報への広告料の内訳はの問いに對しまして、一カ月当たり広報紙広告料として一枠五千円を六枠と、ホームページ広告料として一枠五千円を三枠との回答でありました。

次に、議案第二十七号 平成二十七年国民健康保険特別会計予算に關しましては、一、保険給付費の伸び率はの問いに對しまして、保険給付費のうち療養諸費の伸び率では、二十一年度から二十五年までで平均四・九%であり、高額療養費の伸び率では平均一四・八%であるとの回答でありました。

二、予防のための取り組みはの問いに對して、レセプトデータについて、特に生活習慣病の予備軍のデータを分析し、保健センターで研究している。また、がん検診にしても、受診率を上げるよう啓発をしているとの回答でありました。

三、国民健康保険税の収納率はの問いに對しまして、一般被保険者と退職被保険者を合わせた過去五年間の平均として、現年分が九一%、滞納分が一三・三%であるとの回答でありました。

四、保険給付費について、県内での順位はの問いに對しまして、二十五年度の実績によりますと、一人当たりの保健給付費は三十三万五千三百円であり、西濃では三番目、県内では十番目に高かったとの回答でありました。

五、町内での主要な疾患名はの問いに對して、一番多いのが心疾患、二番目に悪性新生物、三番目に脳血管疾患、四番目に糖尿

病との回答でありました。

六、資格証明書の発行状況はの問いに對して、現在、資格証明書は五十四世帯、七十名に発行している。なお、短期被保険者証は三百十二名に発行しているとの回答でありました。

次に、議案第三十号 平成二十七年養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算に關しましては、一、未納件数と未納額はの問いに對して、未納件数については五十件、三十七名で、未納額については、九千二百三十万八千円であるとの回答でありました。

二、今年度の回収計画はの問いに對して、新年度においては提訴の費用六百六十一万円を計上し、十三名に裁判を行い、抵当権の実行もあわせて行う。なお、提訴の対象については、抵当権があつて時効期間にかかわらないものが六名、滞納額と時効の部分のあるものが二名、住宅の改修等抵当権の設定のないものと、時効の援用外になるものが五名であるとの回答でありました。

三、提訴の対象となる方の平均年齢はの問いに對して、年齢の調査はしていないが、融資から何十年も立っているため、高齢の方が多いと思われるとの回答でありました。

四、他の課との連携はの問いに對して、新年度には税務課内に徴収推進室が新設される予定であるため、裁判になるような事例は当室が担当することになるとの回答でありました。

次に、議案第三十四号 平成二十七年養老町介護保険事業特別会計予算に關しましては、一、第六期介護保険制度での主な改正点はの問いに對しまして、施設入所の対象範囲が要介護度三以上となるが、現在入所している方には経過措置が適用される。また、六月の課税状況で一定の所得以上ある方は、今年八月から二割負担になるとの回答でありました。

二、二割負担になる割合はの問いに對して、推計では一四%ぐ

らいつの回答でありました。

三、当町の保険料と他市町の状況はの問いに対して、当町の保険料については、基準額が五千二百七十円で、県内では十九位で平均より少し安い。他市町の状況については、垂井町が五千百九十五円、関ヶ原町が五千六百円、安八広域で五千四百円、海津市五千八百円であるとの回答でありました。

四番、要支援一と二へのサービス内容の改正状況はの問いに對しまして、当町では介護予防日常生活支援総合事業への移行準備が十分整っていないため、現在の訪問介護や通所介護については、平成二十九年四月一日までに移行する予定であり、それ以外の予防事業については三十年四月一日から行う予定であるとの回答でありました。

次に、議案第三十五号 平成二十七年養老町介護サービス事業特別会計予算に關しましては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第三十六号 平成二十七年養老町後期高齢者医療特別会計予算に關しましては、広域連合会議における制度評価に關する議論はの問いに對して、国保が県に移行することになった議論はあるが、制度評価に關する議論は全くないとの回答でありました。

以上、審査に付されました条例制定三件、平成二十六年一般会計及び特別会計補正予算四件、平成二十七年一般会計、特別会計予算六件の合計十三件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。ありがとうございます。

○議長（松永民夫君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりしました。

これより、総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外で、審査の経過及び結果についての質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は十一時五分といたします。

（午前 十時五十二分 休憩）

（午前十一時 〇五分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 大橋三男君。

○産業建設委員長（大橋三男君） 産業建設委員会の報告を行います。

去る三月九日、各委員並びに執行部の出席のもと、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定一件、平成二十六年一般会計及び事業会計補正予算二件、平成二十七年特別会計の繰り入れ四件、平成二十七年一般会計及び特別会計等予算六件、合計十三件についてでございます。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告をいたします。

まず議案第五号 養老町国営土地改良施設等の維持管理に関する条例の制定に關してでございます。

一つ、当条例の対象区域と面積はの問いに對しまして、対象区域については、牧田川用土地利用改良区が管理をしている西濃用水受益地域のうち、反復受益として管理されていない室原の一部、大坪の一部、蛇持、飯田の一部、飯ノ木、ロケ島、西岩道、岩道、下笠の一部である。面積については、当条例の対象地域が二百二十四ヘクタールであり、西濃用水受益地域全体としては六百十ヘクタールであるとの回答でございました。

第二問目、五三土地利用改良区との関係はの問いに對しまして、牧田川用土地利用改良区とは別であるため、当条例とは関係がないという回答でございました。

三番目、管理委託協定の中身はの問いに對して、現在、西濃用水土地利用改良区連合が管理している頭首工を初めとする幹線水路を西濃用水土地利用改良区連合、養老町、神戸町、池田町で共同で管理していくものであるが、実際の運営上は、今後も引き続き西濃用水土地利用改良区連合が主体となって管理していくとの回答でございました。

次に四番目、新たな費用の分担方法はの問いに對しまして、西濃用水土地利用改良区連合の定款の中に、反復受益については維持管理に関する賦課金を課さないと規定されているため、賦課金は発生しないであろうと思われる。なお、現在、当町では牧田川用土地利用改良区に對し、西濃用水の施設維持管理経費の二分の一を補助して、今後も継続していくとの回答でした。

五番目、条例を制定する根拠はの問いに對し、平成二十一年に土地利用改良事業を実施するに当たり、関係土地利用改良区の合同で国に申請をした際、維持管理計画書に西濃用水第二期事業の完了時までには条例を定める旨が記載されているため、国からも指示があったとの回答でございました。

六番目、維持管理に関する所管はの問いに對して、当町も条例上、管理主体に含まれることになるが、東海農政局や西濃用水土地利用改良区連合から聞いている話では、反復受益の地域を取り込んで事業を行っているため、今後も西濃用水土地利用改良区連合が主体的に管理をするとの回答でございました。

七番目、石畑支線水路にフェンスを設置する考えはの問いに對し、現在、西濃用水土地利用改良区連合では第三期事業の内容を調査研究しているため、牧田川用土地利用改良区より要望してもらえれば検討されるものと思われるとの回答でございました。

次に、議案第十七号 平成二十六年養老町一般会計補正予算（第六号）に對してでございます。

産業建設委員会関連でございますが、まず歳出でございます。一つ目の質問、地方バス路線への負担金の実績額はの問いでございます。

大垣・多良線が当初一千七百九十一万円のところ、実績額一千六百九十一万一千円、また海津線が当初予算九百七十八千円のところ、実績額六百六十七千三百五十六円であるとの回答でございました。

二つ目、プレミアム商品券の発行総額はの問いに對しまして、発行総額は二億四千四百万円であるが、そのうち町補助金として、一般は二割、障害者は三割のプレミアム分四千四百万円を計上しているとの回答でございました。

三番目、プレミアム商品券の販売方法はの問いに對して、商工会が十日間程度の予約期間を設定し、発売所を商工会事務局に限定して先着順に受け付けるとの回答でございました。

四番目、公有財産及び普通財産管理費として百万円増額の理由はの問いに對しまして、二十六年より商工会の防犯灯のうち街

路灯として認められるものは建設課にて電気代を払うよう切りかえを進めているが、その切りかえ件数が当初見込みよりふえたためとの回答でございました。

五番目、元気な農業産地構造改革支援事業として四百二十五万三千円の減額の理由はこの問いに対して、県の補助事業である新規就農者育成支援事業としてJA西美濃が日吉地区で実施したイチゴ栽培施設の建設工事に関して、入札差金が生じたためとの回答でございました。

六番目、青年就農給付金事業費として七十五万円増額の内容はこの問いに対し、平成二十七年七月から九月の給付対象者である大場地内の新規就農者に対し、二十六年度の国の補正予算により年間給付金百五十万円の半期分に相当する七十五万円を前倒しで給付するものであるとの回答でございました。

七番目、ふるさと養老観光宣伝費として三百八十六万円の増額の内訳はに對しまして、国の地域住民生活等緊急支援給付金を受け、ふるさと会館と養老駅にそれぞれWiFi施設設備を設置するための工事請負金三百二十九万円や、周知用の看板、チラシ等の需用費十二万九千円、機器の保守点検や観光情報の作成委託料四十八万円など、施設を設置する借地料や設備の初期費用二十二万二千元との回答でございました。

八番目、社会資本整備総合交付金事業として一千七百七十九万九千円減額の理由でございませう。

国からの事業認可が当初の七割減となったため、事業認可の分しか工事ができなかったとの回答でございませう。

九番目、東海環状自動車道促進事業として七百五十三万五千円減額の理由はこの問いに対し、養老インターチェンジから南の用地買収のため、嘱託職員一名の人件費二百五十三万四千四百円を予

定していたが、職員のみで九四%の用地取得が終了し不用となったためと、養老インターチェンジから北の道水路の維持管理委託料五百万円も予定していたが、既に請負業者が工事を開始しており不用となったためとの回答でございました。

なお、町が余りにも入札を安く抑えようとして、業者が入札を拒んだり、途中で問題が生じることのないよう、十分検討されることを要望いたしました。

十番目、有害鳥獣駆除事業の処理頭数はこの問いに対し、イノシシについては、当初見込み二百四十頭のところ実績二百五十九頭、鹿については、当初見込み三百六十頭のところ実績五百五十六頭、猿については、当初見込み二十頭のところ実績三十五頭との回答でございました。

十一番目、町内全域に鹿の防護柵を設置する考えはないのかの問いに對しまして、現在、設置されていない養老公園より南側については、二十八年度に西小倉と京ヶ脇において、地域で設置される予定があるという回答でございました。

次に、歳入でございませう。

一番目の質問、地方バス路線維持費補助金として二百四十万二千円増額の理由はこの問いに對しまして、オンデマンドバスの赤字に對する県補助金が当初六百二十万円と見積もっておりましたが、実際には八百六十万二千円となったためという回答でございました。

二番目、養老サービスエリアスマートインターチェンジの進捗状況はこの問いに對し、設計関係では測量や委託費を一部執行したが、建設関係はまだ実施していない。なお、スマートインターチェンジ内の工事費と補償費、アクセス道路の工事費と補償費、用地費の合計四億円を繰り越すとの回答でございました。

三番目、NEXCO負担金の内容はの問いに対し、家屋補償について、町がその方のと契約で補償費を支払った後、そのうちのNEXCO負担分を町へ入金してもらうとの回答がありました。

四番目、繰越明許が行える回数への問いに対し、繰越明許は今回の一回だけであり、来年度は、特別な事情がある場合に限り事故繰り越しができるという回答でございました。

五番目、養老サービスエリアスマートインターチェンジが養老改元一三〇〇年祭に間に合う見込みはの問いに対し、どうしても間に合わせる。なお、進行がおくれた原因の一つは、NEXCOにおいて二十六年から内部チェック体制が厳しくなり、金額のおおむねの了解が得られたのが昨年十二月末であったためとの回答でございました。

次に、議案第二十号 平成二十六年養老町上水道事業会計補正予算（第三号）に関しましては、特に質疑・討論はございませんでした。

次に、議案第二十二号 平成二十七年養老町簡易水道特別会計の繰入れに関してでございます。

一番目の質問、上水道に移行する考えはの問いに対し、将来的には上水道へ加入することを目指し、組合の総代会でも説明をしているという回答でございました。

次に、議案第二十三号 平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れに関しましては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第二十四号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについてでございます。

質問一、整備済み世帯数と接続済み世帯数はの問いに対し、二十六年三月三十一日現在、整備済み世帯数は二千六百八十五戸、

そのうち接続済み世帯数は一千六百七十五戸との回答でございました。

次に、議案第二十五号 平成二十七年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れに関してでございます。

一番目の質問、合併浄化槽との不公平感があることに對する考え方を問うております。

答えといたしまして、ことしと来年とで県にて下水道計画が見直され、それに基づき町でも下水道計画を見直す予定であるため、その中で合併浄化槽に対する補助金のあり方について協議していきたいという回答でございました。

なお、設置の際の補助金だけではなく、維持管理に関する補助金も検討してもらえるような要望がございました。

次に、議案第二十六号 平成二十七年養老町一般会計予算に關してでございます。

産業建設委員会関連で、まず歳出でございます。

総務費関係といたしまして、一番目、公用車管理費として四百四十万円減の理由はの問いに対し、前年度は町長車を購入しており、その分が減額になったという回答でございます。

二番目、公共施設等総合管理計画作成業務の概要はの問いに対し、二十六年四月に、国より各自自治体に対し、公共施設等総合管理計画策定の要請があったものである。当管理計画を策定することにより公有施設をマネジメントし、財政健全化や適切な公共サービスを提供を図っていくとの回答でございました。

三番目、地方バス路線への負担金の予算額はの問いに対し、大垣多良線が一千七百九十四万六千円、海津線が七百五十三万五千円であり、それぞれの実績により算出をした予算額であるという回答でございました。

四番目、オンデマンドバス運行事業費が昨年に比べ五百万円減となった要因は何かの問いに対し、二十六年度は本格運行を開始したばかりで、運行費に入札差金による減額が生じており、新年度予算ではそれを反映した予算額としたという回答でございました。

次に、衛生費関係でございます。

特に質疑・討論はございませんでした。

次に、労働費関係でございます。

一番目の質問、労働者福祉融資事業の利用状況と予算額五百万円を減額する検討は。また、借り入れの手続方法はの問いに対し、二十三年度以降、利用実績はない。予算額については、過去に最大二十件の実績があり、また地域経済の状況も加味すると妥当な金額だと考えている。手続方法については、東海労働金庫垂井出張所における通常の借り入れとほぼ同様であるとの回答でございました。

二つ目、勤労者福祉融資事業のPR方法はの問いに対し、広報「よろろう」やホームページに掲載したり、チラシを窓口で配布しているとの回答でございました。

次に、農林水産業費関係でございます。

一つ目の質問、国営かんがい排水事業（西濃用水第二期地区）負担金八千三百四十八万四千円の内容はの問いに対し、西濃用水第二期地内において、二十一年度から二十六年まで五十億円をかけて修繕が図られてきましたが、養老町の賦課金を今後支払っていくに当たり、高い利息の規定償還ではなく、一括で繰り上げ償還をするもの。なお、他の関係市町も全て一括で繰り上げ償還をするという回答でございました。

二つ目、機構集積協力金交付事業費一億三百万円ほどの対象面

積と具体的な助成金額はの問いに対し、対象面積については、鷺巣三十六ヘクタール、小倉三十一ヘクタール、三郷七十九ヘクタール、笠郷二百十九ヘクタールである。また、具体的な助成金額については、地域集積協力金八千五百万円、経営転換協力金一千六百万円、耕作者集積協力金二百万円であるが、当助成金を受けるには利用権設定をJA西美濃から農地中間管理機構に預けねる必要があるとの回答でございました。

三番目、機構集積協力金交付事業に関するそれ以外の地域の動向はの問いに対し、平成二十六年に既に交付金を受けられた祖父江を除いて、その他の地域についてはJA西美濃が取りまとめを行っているところであるが、今のところ、平成二十七年に予算措置した地域以外にはJA西美濃からは特に何も聞いていない。なお、地域で話がまとまり次第、町で対応したいとの回答でございました。

また、四番目、機構集積協力金交付事業の最大のメリットはという問いに対しまして、二十六年と二十七年中に農地中間管理機構に利用権設定をした場合、十アール当たり二万八千円の交付金を受けられ、それを地域で考えた農業振興のために使用できること。なお、二年ごとに交付の金額は減っていくとの回答でございました。

五番目、東海環状自動車道の建設用地にかかる有尾地内のJA西美濃育苗センターが移転する場所と規模はの問いに対し、場所については、宇田地内の養老北カントリーエレベーターの東隣である。規模については、総事業費六億九千二百万円であり、そのうち五億五千万円ほどが補助対象事業費で二分の一が補助される。なお、町単独でも二百五十万円を限度に交付するとの回答でございました。

次に、商工費関係でございます。

一番目の質問、観光費の養老改元一三〇〇年プロジェクト事業について、新規事業の内訳はの問いに対し、御当地キャラクターの着ぐるみ作成料九十九万四千円と、滝谷沿いの店舗の改修工事費の補助金として上限五十万円を五件分、店舗に日よけ幕の作成補助金として上限十万円を五件分との内訳の回答でございます。

二つ目、滝谷沿いの店舗の改修について、五件以上申請があった場合の対処方法はの問いに対し、県からは今後三年間補助を継続していくと聞いている。当町でも同様の補助を継続していくとの回答でございます。

三番目、企業誘致推進事業における新たな経費と、今後の企業誘致を推進するための考え方はの問いに対し、誘致のための土地調査委託料百万円を新たに計上した。企業誘致を推進する考え方については、町が主導的に土地の地権者と折衝をして金銭的な内諾を得るところまで行ったり、奨励金についての見直しも行う。なお、二十七年からは、県商工労働部との連携を図るため、県に対し、技術者の派遣を要請しているとの回答でございます。

また、四番目、企業を誘致する土地の選定方法はの問いに対し、昨年、土地の基礎調査を実施したところであり、マスタープラン等の見直しの際に検討をしていくという回答ございました。

次に、土木費関係でございます。

橋梁長寿命化計画事業三千二百万円ほどの内容と今後の予定はの問いに対し、二十六年からの継続である下池橋と広幡橋の修繕工事を実施するもの。今後の予定については、残り三十一橋のうち、一年に二橋ずつ進める予定であるという回答ございました。

また二番目に、橋梁長寿命化を行う橋の優先順位を問いました。二十五年度に三十四橋の調査設計を作成した際に、順序等も決定しているという回答ございました。

三番目、河川関係負担金の内訳はの問いに対し、県営かんがい排水事業として東八間事業が一千五百二十万円と、津屋川堤防の天端幅を五メートルにするための受託金が一千五百万円との回答でございます。

次に、消防費関係と歳入に關しましては、特に質疑・討論はございませんでした。

続きまして、議案第二十八号 平成二十七年養老町簡易水道特別会計予算に關してでございます。

一番目の質問でございます。

水道使用料の予算が前年に比べ約六百三十万円増加した理由はの問いに対し、水道使用料の改正により十カ月分を新料金として算定したためという回答ございました。

二つ目、繰越金が六万八千円となった理由はの問いに対し、老朽管やポンプ場の修繕が多くなり、出費がかさんだためとの回答でございます。

三番目、未納額と今後の滞納対策はの問いに対し、未納額については、二十七年二月十九日現在、三百二十八万四千四百九十一円であった。今後の滞納対策については、料金を改正する際の組合役員会において給水停止等といった措置を実施することを決定したという回答ございました。

続きまして、議案第二十九号 平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計予算に關しましては、特に質疑・討論はございませんでした。

続きまして、議案第三十一号 平成二十七年養老町上水道事

業会計予算に関してでございます。

一番目、各ポンプ場の配水量はの問いに対し、二十六年度の三月から一月までの配水量については、第一ポンプ場低区が四十一万七千五百六十七立方メートル、高区が四十一万五千四百四十三立方メートル、第二ポンプ場が八十二万六千七百七十二立方メートル、第三ポンプ場が五十八万五千四百立方メートル、第四ポンプ場が六十二万二千二百七十八立方メートル、合計で二百八十六万二千六百立方メートルとの回答でございました。

二つ目、職員の給与費が前年に比べ大幅に減った理由はの問いに対し、二十六年年度予算では新地方公営企業会計基準への移行があり、二十六年年度末に全員が退職した場合の退職金と退職手当組合積立金との差額を特別損失として計上していたためとの回答でございました。

続きまして、議案第三十二号 平成二十七年年度養老町公共下水道事業特別会計予算に関してでございます。

新たに面整備をした地域に対する取り組みはということに対しましては、三年目をめどに経過したところで、下水道加入への啓発活動を行っていくという回答でございました。

続きまして、議案第三十三号 平成二十七年年度養老町農業集落排水事業特別会計予算に関してでございます。

一番目の質問、施設の処理能力いっぱいまで地域を広げる考えはの問いに対し、平東のコミュニティプラントでは加入世帯三百戸でぎりぎり採算が合っている状況と比較すると、現在の加入世帯百戸から地域を五倍に広げないと採算は合わない。ことしの下水道計画の見直しの中で真剣に考えなければいけない問題だと考えているという回答でございました。

二つ目、公債費を早く返済する考えはの問いに対し、借入先が

金融公庫や旧大蔵省であり、年利率が二%と低いため、このまま償還したほうが良いと考えているという回答でございました。

三番目、未納残額はの問いに対し、二十七年二月十九日現在、金額は六十二万七千七十円で、件数は二百十件であるという回答でございました。

以上、審査に付されました条例の制定一件、平成二十六年年度一般会計及び事業会計補正予算二件、平成二十七年年度特別会計の繰入れ四件、平成二十七年年度一般会計及び特別会計等予算六件、合計十三件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全議案とも挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。終わります。

○議長（松永民夫君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより、産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外で審査の経過及び結果についての質疑といたします。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 二十七年年度一般会計について三点ほど質問をいたしたいと思います。

まず初めに土木費の関係ですが、先ほど委員長のほうから、スマートインターチェンジの関係ですけれども、用地買収の経費は繰り越すという説明がございましたが、私の情報によりますと、一部用地取得が難航して完成期日が大幅におくれるというような

ことを伺っております。そういったことで、現状はどうなのかの質疑があったのか、それが一点。

それから、商工費の関係で、企業立地促進の誘致体制を強化するための商工観光課を企業誘致・商工観光課に変えるということで、優遇措置とか奨励金制度の見直しという、これは町長の施政方針にもございましたが、具体的な数字まで入った議論はなされたかということ。

それから三点目としては、農林水産業費、農業費の多面的機能支払交付金事業ということが一億一千八百六十七万一千円計上して、昨年よりは四倍ほど増額しております。これは制度設計が変わったということですが、町内の実態としてどれぐらいの組織があつて、昨年、私もこの問題で質疑したんですが、約六割の面積であるというようなことで、これがどんどん進んでいきますと不公平感が出るというようなことで、その辺の具体的な数字、組織数とか面積、そういったことが議論されたのか、三点伺いたいと思います。

○議長（松永民夫君） 産業建設委員会委員長 大橋三男君。

○産業建設委員長（大橋三男君） 田中議員の質問にお答えをいたします。

一番最初の件でございますが、スマートインターチェンジでございます。

先ほど報告したとおりでございますが、完成期日が大幅におくられるという御質問でございますが、それに関しては特に質問はございませんでした。

二つ目の企業誘致でございます。

先ほど報告した内容のとおりでございますが、類似した質問はございましたが、具体的な討論はございませんでした。

三番目でございます。

農業・農村の支援を行う具体的な討論があつたかということでございますが、そういった具体的な数字的な内容については、特にございませんでした。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 西濃圏域の自治体を先駆けて当町で取り組まれております住宅リフォーム促進事業についてですけれども、これは国の交付金の対象になり得るということ聞いております。国の交付金の一部が助成に充てられるということが実現している自治体もあるようですけれども、新年度で一応終了ということが答弁でありましたが、この事業についての、そういう点での質疑はありませんでしたか。

○議長（松永民夫君） 産業建設委員会委員長 大橋三男君。

○産業建設委員長（大橋三男君） 特にそういった質問はございませんでした。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

各常任委員長に対する質疑が終わりました。これより、順次討論及び採決を行います。

まず、日程第十六、議案第二号 養老町債権管理条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十七、議案第三号 養老町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十八、議案第四号 養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十九、議案第五号 養老町国営土地改良施設等の維持管理に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十、議案第十七号 平成二十六年養老町一般会計補正予算（第六号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十一、議案第十八号 平成二十六年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十二、議案第十九号 平成二十六年養老町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第一号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十三、議案第二十号 平成二十六年養老町上

水道事業会計補正予算（第三号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十四、議案第二十一号 平成二十六年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十五、議案第二十二号 平成二十七年養老町簡易水道特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十六、議案第二十三号 平成二十七年養老町

立食肉事業センター特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十七、議案第二十四号 平成二十七年養老町

公共下水道事業特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十八、議案第二十五号 平成二十七年養老町

農業集落排水事業特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十九、議案第二十六号 平成二十七年養老町

一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 举手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十、議案第二十七号 平成二十七年養老町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（松永民夫君） 举手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十一、議案第二十八号 平成二十七年養老町簡易水道特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（松永民夫君） 举手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十二、議案第二十九号 平成二十七年養老町

立食肉事業センター特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（松永民夫君） 举手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十三、議案第三十号 平成二十七年養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（松永民夫君） 举手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十四、議案第三十一号 平成二十七年養老町上水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十五、議案第三十二号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十六、議案第三十三号 平成二十七年養老町農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十七、議案第三十四号 平成二十七年養老町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十八、議案第三十五号 平成二十七年養老町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十九、議案第三十六号 平成二十七年年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで西脇副町長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○副町長（西脇正博君） 今、議長より発言の許可をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

このたび、一身上の都合によりまして、三月三十一日をもって副町長職を退任させていただくこととなりました。

議員各位におかれましては、長い間大変にお世話になりました。心より感謝を申し上げます。

私は、昭和五十一年に奉職以来、一般職として三十五年六カ月、それから副町長として三年六カ月、計三十九年間を過ごさせていただきました。いただいたわけでございます。

一生懸命をモットーに、私なりに町民福祉の向上に努めてまいったところでございます。寂しいという気持ちも多少はあります

けれども、反面で今は肩の荷がおりてほっとしておるといのが偽らざる心情でございます。任期を六カ月残しての退任ということになり、大変に心苦しく存ずるところでございますけれども、何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

日本は今、人口減少という大きな社会問題に直面をいたしておりますけれども、養老町にもその波がいかや応なく押し寄せておるといところでございます。この人口減少に歯どめをかけるための施策が、養老町にとりましても喫緊の課題になっておるんではないかなあというふうに考えております。

幸いにいたしましたして、東海環状自動車道の養老インターチェンジや養老サーブエリアスマートインターチェンジの整備のほか、新生養老まちづくり構想に基づく諸事業が、国や県、そしてふるさとを愛する多くの町民の皆さんの御支援を得まして、着々と進められております。大きく飛躍をする絶好のチャンスが到来しているということが言えると思います。この千載一遇のチャンスを確認するものにするためにも、時を逃さず、今やるべきことを全力で推進していかねければならないのではないかなあというふうに考えておるところでございます。

議員各位におかれましても、町民が誇りと愛着を持てるまち養老町の実現に向け、これまで以上の御支援、御協力を賜りますようお願い、心からお願いを申し上げます。

私も、退任後は立場は変わりますがけれども、一町民として、自分にできることでお返しをしまいたいなあというような考えでおります。

最後になりますけれども、議員皆さん方の御健康と御多幸、そしてさらなる御活躍を心から御祈念を申し上げます。退任に当たりましての御礼の言葉とさせていただきます。長い間、本当に

ありがとうございました。(拍手)

○議長(松永民夫君) 西脇副町長には、長い間本当に御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第四十、同意第二号 副町長の選任同意についてを議題といたします。

なお、本案は人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略し、採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長(大橋 孝君) ただいま追加上程を賜りました同意第二号

副町長の選任同意について御説明をさせていただきます。

同意第二号 副町長の選任同意について。

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第六十二条の規定により、次の者を副町長に選任したいので、同意を求めるとする。平成二十七年三月十八日提出。

記、住所、岐阜県羽島郡岐南町みやまち四丁目百二十番地、長谷川悟。

副町長の西脇正博氏が、一身上の都合により平成二十七年三月三十一日付で辞職されることとなり、その後任に、岐阜県清流の国推進部清流の国づくり政策課地域振興室課長補佐兼地域振興係長の長谷川悟氏(四十八歳)を副町長として選任したいので、地方自治法第六十二条の規定により、同意を求めるとでございます。

長谷川氏は、平成二年四月、岐阜県職員として可茂福祉事務所に奉職されて以来、林政部林政課、山県県事務所、知事公室広報課、岐阜地域振興局、岐阜振興局、総合企画部観光交流推進局地

域振興課課長補佐、広報課課長補佐、広報課課長補佐兼企画係長、危機管理課課長補佐兼危機管理係長、危機管理部危機管理政策課課長補佐兼政策企画係長を歴任され、平成二十六年七月からは清流の国づくり政策課地域振興室で地域振興担当として御活躍されており、振興局での経験も豊富で、県内市町村の状況を熟知しておられ、養老町の副町長として適任であると考えております。

なお、任期につきましては、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの四年間となります。

以上で、同意第二号 副町長の選任同意についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をいただきたいと思っております。

○議長(松永民夫君) 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(松永民夫君) 十一番 中村辰夫君。

○十一番(中村辰夫君) ただいまの提案理由、町長から出されませんでした。

県との交流という意味では、またとない機会であったかもしれませんが、その辺のところ検討はされたのかされないのか。

いきなり県の職員を副町長ということで引つ張られたのか、その辺よくわかりませんが、その辺のところをもう少し具体的に町長のほうからお話しを願えれば幸いです。よろしくお願いたします。

○議長(松永民夫君) 大橋町長、答弁。

○町長(大橋 孝君) 後任の副町長については、当然ながら職員の方からも検討を重ねさせていただきました。

ただ、皆様方も御存じのように、養老改元一三〇〇年祭を二年後に控え、また各インフラ等が非常に多く養老町のほうに入ってきている現状において、もう少し県とのパイプを強くしたい、またこの事業を確実にとり行っていきたいというような観点から、県からお招きをして連携をしながら進めていくということが最善であろうということで、県のほうにお願いをいたしまして、県からの派遣をお願いしたところでございます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 御住所が岐南町ということですので、

多分そこから通われるのかなあとは思いますが、町長代理ということで、町長が不在のときに夜の飲食も伴うような、そういう会議などにも多々出ていかなくはないかというふうに思っておりますが、例えば北方町の副町長は養老町の出身の副町長と聞いております。北方町にアパートを借りて、公務や冬場の雪のときなんかも予算をとってやっておられるそうですけれども、基本的には、そういう場合は、どういうふうな行政としてフォローするんですか。町長と同じように、職員を一人つけて送り迎えをしていただくとか、そういうふうなことはどういうふうに検討されていますか。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 実は十六日に本人と上手副知事、それから村下県議ともども面会をさせていただいて、その辺のところを一番最初にお聞きをしたところでございます。

お酒は、実は一滴もおやりにならないということで、毎日通わせていただきたいというような御返事でございます。

また、どうしても泊まらなければならぬというような用事があれば、町内の宿に泊まらせていただきますということでございました。

住所が岐南町ということで、推計ですけれども、一時間あれば十分に通えるだろうというふうなことでございますし、夜遅い勤務もなれているということで、自分の車で通わせていただくというふうなお返事をいただいております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第四十一、同意第三号 教育委員

員会委員の任命同意についてを議題といたします。

なお、本案は人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略し採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま追加上程を賜りました同意第三号 教育委員会委員の任命同意について御説明をさせていただきます。

同意第三号 教育委員会委員の任命同意について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四条第一項の規定により、次の者を教育委員会委員に任命したので、同意を求めるものとする。平成二十七年三月十八日提出。

記、住所、岐阜県養老郡養老町烏江八百六十七番地、吹原美由紀。

町教育委員会委員の川瀬照美氏が、一身上の都合により平成二十七年三月三十一日付で辞職されるに伴い、新たに養老幼稚園や養老小学校でPTA役員を歴任され、現在は養老町女性防火クラブ副会長及び更生保護女性会会員である吹原美由紀氏（五十三歳）を教育委員会委員として任命したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により、同意を求めらるるものでございます。

なお、委員の任期は四年であります。同法第五条第一項ただし書きにより、任期は前任者の残任期間と規定されておりますので、平成二十七年四月一日から平成二十九年十月七日までとなります。

以上で、同意第一号 教育委員会委員の任命同意についての提案説明とさせていただきます。よろしく御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めま

す。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第四十二、請願第一号 米の需

給・価格安定対策及び需要拡大を求める請願を議題といたします。この議題については、産業建設委員会に付託し審査いただきました。

ここで、委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

産業建設委員会委員長 大橋三男君。

○産業建設委員長（大橋三男君） 産業建設委員会の報告をいたします。

去る三月九日、当委員会に付託をされました議案十三件の審査の終了後、引き続き各委員の出席のもと産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、先ほど提案がございました請願の取り扱い一件でございます。

米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める請願の取り扱いに關しまして、委員会での主な意見等はございませんでした。

したがいまして、請願書の取り扱いにつきましては、採決の結果、挙手全員により採択すべきものと決定をいたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。終わります。

○議長（松永民夫君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、所属外で審査の経過及び結果についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開時間は十二時二十五分といたします。

（午後〇時 十五分 休憩）

（午後〇時二十五分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開いたします。

お諮りします。

休憩中に議長宛てに発議第二号として、米の需給・価格安定対策及び需要拡大に関する意見書の議案が議員発案により提出されました。この議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認め、この議案を日程に追加し、

議題とすることに決定いたしました。

事務局から日程及び議案を配付いたします。

〔追加議事日程・議案配付〕

○議長（松永民夫君） 次に、追加日程第一、発議第二号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大に関する意見書を議題といたします。

す。

ただいま議題といたしました意見書を事務局より朗読いただきます。

○議会議務局書記（稲川諭実彦君） 米の需給・安定対策及び需要

拡大に関する意見書の朗読をいたします。

米政策等の見直しによる農政の転換を迎える中、平成二十六年産米を取り巻く環境は、二十五年産米の持ち越し在庫の発生や、米の需要減少などを要因とした主食用米の需給緩和により、全国の二十六年産米の概算金は各銘柄とも大幅に引き下げられており、今後も需給が改善されず価格低迷が続けば、再生産に必要な採算ラインを割ることも懸念され、養老町の農業経営者への影響は避けられない。

よって、担い手の経営安定や国民への食料の安定供給、農業が担っている多面的機能の維持や地域活性化を図る観点から、平成二十六年及び平成二十七年産米以降の需給と価格の安定及び需要拡大に取り組まれるよう、下記事項の実現を強く求める。

一、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及びナラシ移行のための円滑化対策については、二十六年産の発動に備え二十七年産以降も十分な予算を確保するとともに、交付金を早期に支払うよう措置すること。

二、需要に応じた生産に取り組む稲作農家が、将来にわたって

持続的かつ安定的な経営ができるよう、収入保険制度の早期創設、制度資金の充実など、万全なセーフティネットを構築すること。

三、飼料用米の生産拡大を図るために、乾燥・保管施設の整備や流通体制の強化支援、また「水田活用 of 直接支払交付金」などの必要な予算を確保すること。

四、米の需給改善のため、主食用米の消費拡大や米粉用米などの非主食用米の利用拡大を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年三月十八日。岐阜県養老郡養老町議会議長 松永民夫。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣。

以上で、意見書の朗読を終わります。

○議長（松永民夫君） この意見書は、議員全員からの発案です。で、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、ただいまのとおり行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も、次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） お諮りいたします。

この第一回定例会の審議内容を報告する機関紙の編集にかかわる全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も、第一回定例会の審議内容を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

総務民生、産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続し調査・研究することに決定いたしました。

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

○議長（松永民夫君） お諮りいたします。

議会改革・行財政改革の各特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続し調査・研究することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

平成二十七年三月十八日

議長 松永民夫

〔「異議なし」の声あり〕

議員 野村永一

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の所管事務調査について、継続し調査・研究することに決定いたしました。

議員 田中敏弘

○議長（松永民夫君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成二十七年第一回養老町議会定例会を閉会いたします。

また、議員各位におかれましては、この後、北委員会室において議会全員協議会を開催いたしますので、御参集ください。長時間、御苦労さまでございました。

（閉会時間 午後〇時二十九分）